前条第二項第四号イ	第九条第二号、第四号及び第五号	第二十一条第三項第一号及び第三号
前条第二項第四号ロ	同条第六号	同項第四号
前条第二項第十号	第九条第二号	第二十一条第三項第一号
前条第二項第十一号	第六十二条の三の登録	第六十二条の五第一項の規定による登載
	本店	主たる営業所又は事務所
	登録済通知書	登載済通知書
前条第二項第十一号	主要株主	主要株主（総株主等の議決権（令第三条第一項第二号に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の十以上の対象議決権（同条第二項第一号に規定する対象議決権をいう。）に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。）
	株主の	株主又は出資者の
	電子決済手段等取引業者登録簿に登録する	法第六十二条の五第一項の名簿に登載する
前条第四項	登録済通知書	登載済通知書
第二十九条第一項第一号	商号	商号又は名称
第二十九条第一項第二号	登録番号	届出受理番号
第二十九条第一項第八号	営業所	営業所又は事務所
第二十九条第七項第一号	商号及び登録番号	商号又は名称及び届出受理番号
第三十八条第二項第五号イ	又は第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消された	の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受けたときその他令第十九条の六に定める
第三十八条第二項第五号ロ	外国電子決済手段等取引業者	外国銀行支店に係る外国銀行又は外国信託会社
	本店	主たる営業所
第三十八条第二項第五号ハ	外国電子決済手段等取引業者	外国銀行支店に係る外国銀行又は外国信託会社
第三十八条第二項第六号	二営業日	二営業日又は二業務取扱日
第三十八条第三項	登録	登載
第三十八条第三項第一号	資本金	資本金又は出資
第三十八条第五項第六号イ	又は第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消された	の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受けたときその他令第十九条の六に定める
第三十八条第五項第七号	翌営業日	翌営業日又は翌業務取扱日
第三十八条第六項	毎営業日	毎営業日又は毎業務取扱日
第三十九条第二項第二号	子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社	子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等
	執行役	執行役（これらに準ずる者を含む。）
第五十条第一項及び第五十六条第一項	営業所	営業所又は事務所
第六十条第三号ロ	商号又はその通称	商号若しくは名称又はこれらの通称
第七十条第一号	商号	商号又は名称
第七十条第二号及び第七十五条第三項	営業所	営業所又は事務所
第七十五条第一項第六号イ並びに第七号イ及びロ(1)	各営業日	各営業日又は各業務取扱日
第七十九条	外国電子決済手段等取引業者	外国銀行支店に係る外国銀行又は外国信託会社
第八十三条第二項第一号	商号	商号又は名称
第八十三条第二項第二号	登録年月日及び登録番号	届出年月日及び届出受理番号
第八十三条第四項	営業所	営業所又は事務所

2　令第十九条の六第一号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十七条又は第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消されたとき。

二　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消されたとき。

三　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消されたとき。

四　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第百六条第二項又は協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定による解散の命令を受けたとき。

五　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十五条の二の規定による解散の命令を受けたとき。

六　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十四条の二の規定による解散の命令を受けたとき。

七　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十六条の規定による解散の命令を受けたとき。